

消防自動車等の緊急走行に対する ご理解とご協力を！

消防・救急課

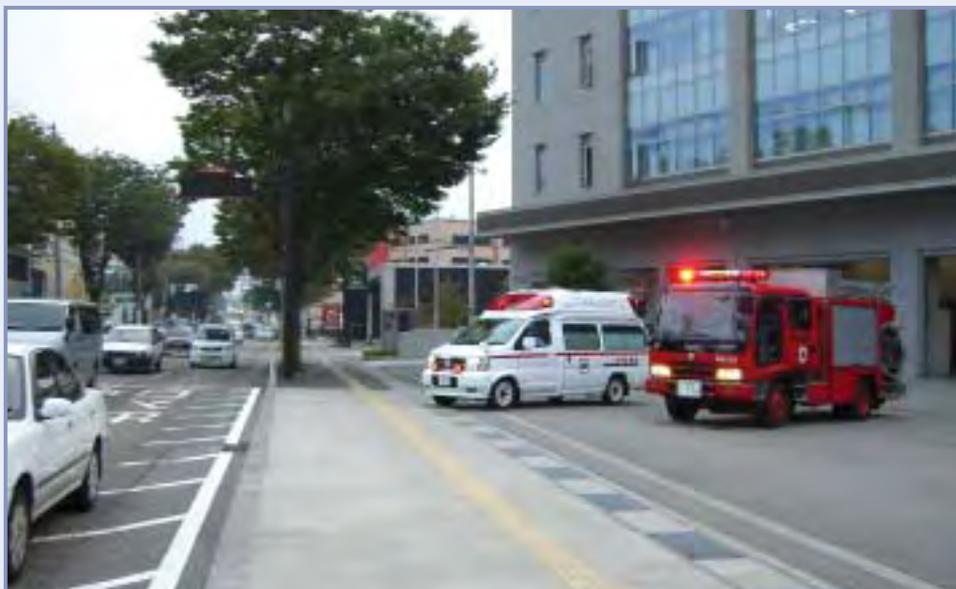
消防自動車や救急自動車は、一刻も早く火災などの災害現場に急行し、被害を最小限とするため消防活動を行い、また急病人等には応急処置を行い、速やかに病院へ搬送しなければなりません。

交通法では「緊急自動車」として、一般の車両よりも優先して走行することが認められています。

消防自動車等の円滑な緊急走行のために皆さん一人ひとりのご理解とご協力をお願いします。

消防自動車等は、緊急時に迅速に通行するため、道路

- 消防自動車等が、サイレンを吹鳴しながら、かつ、赤色の警光灯をつけて緊急走行し、接近してきた場合、一般車両は、周囲の状況に配慮のうえ、速やかに進路を譲ってください。
- 緊急走行時にサイレンを吹鳴することは、法令で義務付けられていますので、夜間等のサイレン音に対し付近の皆さんのご理解をお願いします。
- 消防自動車等が、接近してきたときは、交差点を避け、車両を道路の左側に寄せて一時停止してください。
- 消防自動車等が、高速道路などで本線車線に進入しようとしているときは、これを妨げないようにしてください。
- 自転車に乗っている方や歩道のない道路を歩いている方は、速やかに進路を譲ってください。



(写真提供：金沢市消防局)

○狭い道路などで停車をする場合は、消防自動車等の通行に支障がないように配慮してください。

交通事業者・安全運転管理者の皆様へ

安全運転管理者の方々を中心に、運転者への交通安全教育の一環として「消防自動車等の優先」について、ご指導をお願いします。